

### 【住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合の特例】

相続時精算課税制度において、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に、「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合、次の特例の適用を受けることができます。

#### (1) 相続時精算課税制度の選択の特例

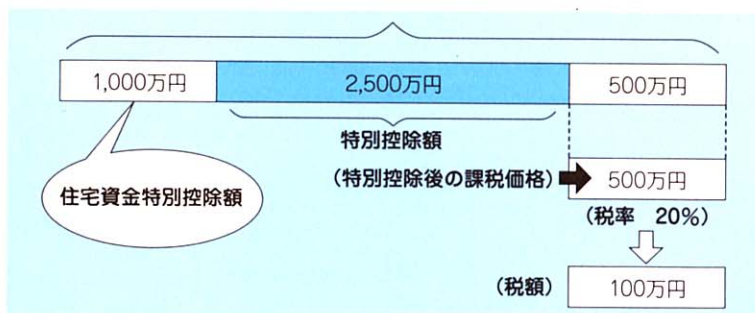
「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、その贈与者（原則として父又は母）が65歳未満であっても相続時精算課税制度を選択することができます。

(注) 受贈者は、贈与の年の1月1日において20歳以上でなければなりません。

#### (2) 住宅資金特別控除の特例

相続時精算課税制度の適用を受ける人が、「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、2,500万円の特別控除に上乗せして1,000万円の住宅資金特別控除額（合計3,500万円まで非課税）を控除できます。

### 【計算例】住宅取得等のための資金（4,000万円）の贈与を受けた場合



#### (3) 「住宅取得等のための資金」とは

次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等（受贈者の配偶者その他の受贈者と特別の関係がある者から取得又は増改築等をする場合を除きます。）の対価に充てるための金銭をいいます。

- ①住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得
- ②既存住宅用家屋の取得
- ③住宅用家屋の増改築等

(注) ①、②、③とともに取得するその敷地の用に供されている土地等を含みます。